

金状況に応じたきめ細かい対応（「ミドルリスク・ミドルリターン」の融資）、事業再生を実現するためのつなぎ融資（DIPファイナンス）を可能とする。

- ③ リスクマネー供給を促進しつつ一般投資家が安心して投資できる環境が整備されるよう、投資事業組合をはじめとする組合型投資スキームに関する投資家保護の枠組みを整備する。

中小企業の再生を支援する「地域中小企業再生ファンド」や中小企業の新事業展開を支援する「「がんばれ！中小企業」ファンド」に対する中小企業総合事業団の出資をはじめ、事業再生・産業再編、ベンチャー企業等の創業・開業、更には第二の成長を支援するためのファンドの組成を促進する。

(3) 中小企業金融の手法の多様化の促進

中小企業金融公庫法を改正し、証券化支援業務を加え、中小企業の資金調達における新しい金融手法を支援する。これにより、民間金融主体で広がりつつある金融手法の多様化に向けた取組を加速する。

- ① 中小企業向けの貸付債権の証券化・流動化を支援する（証券の買取り、保証等）。